

平成23年(ワ)第364号 文書提出命令申立事件

(本案事件 平成22年(ワ)第3705号 過払金返還請求事件)

決 定

東京都町田市●●●●●●●●●● - ●●●●●●●●●● - ●●●●

申立人 (原告) ● ● ● ●

上記訴訟代理人弁護士 小 野 仁 司

同 高 柳 良 作

東京都千代田区大手町一丁目2番4号

相手方 (被告) プロミス株式会社

上記代表者代表取締役 久 保 健

上記訴訟代理人弁護士 鈴 木 康 之

同 今 井 多 恵 子

主 文

相手方は、当裁判所に対し、本決定が確定した日から10日以内に、別紙文書目録記載の文書を提出せよ。

事 実 及 び 理 由

第1 申立ての趣旨

主文同旨

第2 申立ての理由及び相手方の意見

- 1 本案事件は、貸金業者である相手方(被告。以下「相手方」という。)及び貸金業を営んでいた株式会社クラヴィス(以下「クラヴィス」という。)との間で借入れと弁済を繰り返していた申立人(原告。以下「申立人」という。)が、相手方及びクラヴィスとの間の継続的な各金銭消費貸借取引に係る各弁済金のうち利息制限法(平成18年法律第115号による改正前のもの)1条1項所定の制限を超えて利息として支払った部分(以下「制限超過部分」という。)を元本に充当すると各過払い金が発生していると主張して、相手方に対し、申
これは謄本である。

1 平成24年 9 月 20 日

東京地方裁判所立川支部民事第1部

裁判所書記官 山 本 泰 久

立人と相手方との間において発生した過払金に加え申立人とクラヴィスとの間において発生した過払金についても不当利得返還請求権に基づき、その返還を求める事案である。申立人は、申立人とクラヴィスとの間において発生した過払金を相手方に対して請求する根拠として平成19年10月17日、相手方は、クラヴィスから同社の申立人に対する債権を包括的に譲り受け、クラヴィスの申立人に対する過払金の返還に係る債務（以下「本件過払金債務」という。）についてもこれを承継したなどと主張するのに対し、相手方は、これを争っている。

2 本件申立ての理由は、別紙文書目録記載の文書（以下「本件文書」という。）は、相手方がクラヴィスとの間で本件過払金債務を承継する旨合意したこと（換言すれば、上記包括的譲り受けの内容）を本案事件において立証するために必要であるところ、本件文書は民事訴訟法（以下「法」という。）220条3号の文書に該当する文書であり、あるいは同条4号各号所定の除外文書に該当しない文書（いわゆる一般義務文書）であるから、相手方は本件文書の提出義務があるというものである。

3 これに対する相手方の意見は、本件文書は法220条4号二の自己使用文書であり、また貸金債権と過払金返還債務は相互にその発生原因及び法的性質を異にする債権債務で不可分とはいえないから取り調べの必要性はないというものである。

第3 当裁判所の判断

1 文書提出義務について

まず、本件文書が一般義務文書に該当するかを検討すると、相手方は、本件文書は自己使用文書であると主張する。

しかし、「貸金業者（以下「譲渡業者」という。）が貸金債権を一括して他の貸金業者…に譲渡する旨の合意をした場合において、譲渡業者の有する資産のうち何が譲渡の対象であるかは、上記合意の内容いかんによる」（最高裁平

成22年(受)第1238号,平成22年(才)第1187号過払金返還等請求,民訴法260条2項の申立て事件平成23年3月22日第三小法廷・裁判所時報1528号67頁)のであり,申立人が相手方に対しクラヴィスの申立人に対する過払金の返還に係る債務を請求できる否かは本件文書の内容いかんによるのであるから,本件文書が「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に該当するとは認められず,これに反する事情はうかがわれない。

したがって,その余の提出義務の存否について検討するまでもなく,相手方は本件文書につき民訴法220条4号に基づく提出義務を負う。

2. 取調べの必要性について

相手方は,貸金債権と過払金返還債務は相互にその発生原因及び法的性質を異にする債権債務で不可分とはいえないから取り調べの必要性がない旨主張するが,本件で問題となっているのは,前記1のようにクラヴィスの有する資産(マイナスの資産を含む)のうち,何が譲渡の対象であるかであり,貸金債権と過払金返還債務が可分か不可分かとは直接関係するものではない。そして,申立人においてクラヴィスの申立人に対する過払金の返還に係る債務について相手方に請求できる否かは本件文書の内容いかんによるのは前記1のとおりであるから,本件文書取調べの必要性が認められる。

4 結論

よって,申立人の本件申立ては理由があるからこれを認めることとして,主文のとおり決定する。

平成24年3月30日

東京地方裁判所立川支部民事第1部

裁判官 大 沼 和 子

(別紙)

文書目録

平成19年10月17日、相手方がクラヴィスからクラヴィスと申立人との極度
借入基本契約に基づく貸付債権(借主 申立人 会員番号 ●●●●-●●●●●●)
を譲り受けた際の債権譲渡の原因となる債権譲渡契約書